

水 準 書

§ 1 本水準書の適用

本水準書は、宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター運転管理業務全般に適用する。

本宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター運転管理業務委託設計書は次の設計書から構成されている。

- (1) 運転操作業務委託設計書
- (2) 水処理・汚泥処理点検整備業務（機械）委託設計書
- (3) 水処理・汚泥処理点検整備業務（電気）委託設計書
- (4) 水処理・汚泥処理点検整備業務（計装）委託設計書
- (5) 台帳システムデータ管理業務委託設計書
- (6) 幹線管渠巡視点検業務委託設計書
- (7) 有害物質等分析業務委託設計書
- (8) 管渠下水水質分析業務委託設計書
- (9) 沈砂・しさ及び脱水ケーキ等有害物質分析業務委託設計書
- (10) 悪臭物質等分析業務委託設計書
- (11) 清掃業務委託設計書
- (12) エレベーター設備保守点検業務委託設計書
- (13) 消防用設備保守点検業務委託設計書
- (14) 空調設備・受水槽設備管理業務委託設計書
- (15) フロン使用機器点検業務委託設計書
- (16) 薬品等調達業務（調達のみ）
- (17) 活性炭取替業務委託設計書
- (18) 燃料調達業務委託設計書
- (19) ガス・水道水調達および専用回線使用料支払業務委託設計書
- (20) 消耗品等調達業務委託設計書
- (21) 小修繕等業務委託設計書

上記(1)～(21)の業務委託設計書各々に特記仕様書が存在する場合は本水準書より各々の特記仕様書あるいは仕様書を優先する。

なお、本水準書及び上記(1)～(21)の業務委託設計書各々の水準書に記載なき項目は以下による他、包括的民間委託の主旨に基づく監督職員との協議または指示に従い業務を実施しなければならない。

- (1) 本業務の「委託契約書」、「入札説明書」、「要求水準書」
- (2) 京都府が定めた業務に関する仕様・要綱・指針等取り決め事項
- (3) 日本下水道事業団が定めた業務に関する仕様・要綱・指針等取り決め事項
- (4) 業務に関する各種関係学会及び協会の「示方書」「仕様書」「諸基準」等

(2)～(4)については業務委託契約以降、最新版が発行された場合は監督職員と協議して取り扱いを決めることとする。

§ 2 疑義事項

受託者は、本水準書について疑義があるときは、契約前に監督職員の説明を受け、十分理解しなければならない。契約後生じた疑義については、すべて、監督職員の包括的民間委託の主旨に基づく解釈に従うものとする。

§ 3 法令等順守

受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び諸規則を順守しなければならない。また、再委託する場合は再委託者にも順守させなければならない。

§ 4 受託者の負担

受託者は、本水準書及び、業務委託設計書各々に付属する特記仕様書、仕様書及び設計図書に定めるほか、次の各号に掲げる費用についても、受託者の責務に帰することができない場合を除き負担しなければならない。

- (1)本水準書及び、業務委託設計書各々に付属する特記仕様書、仕様書及び設計図書で明記されていないものであっても、本業務実施上欠くことのできない事務、所要材料、整備、補修などの費用。
- (2)人畜、物件等に与えた損害に関する処置費（応急含む）、復旧費（応急含む）、補償費。
- (3)手戻り費用。
- (4)官公署等への申請に要する費用。
- (5)水道、電気、燃料等の光熱水費